

## 仙塩広域都市計画用途地域の変更理由 (空港西一丁目周辺地区の用途地域の変更)

岩沼市空港西一丁目周辺地区において、本市上位計画に掲げられている「既存工業団地の操業環境の維持・改善を図るための土地利用転換や環境整備」や「新規分野の企業誘致」、「仙台空港周辺地域活性化施設」を実現するため、用途地域を工業専用地域から準工業地域へ変更します。

当該地区は、平成22年に決定した仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、市街化区域編入予定地区（工業地）に位置付けられました。その後、平成27年に岩沼市及び名取市の中坪地区について、開発行為による市街地整備の確実性が得られたことから、名取市と一体的に市街化区域（工業専用地域）に編入されました。

その後、令和6年に改訂された同方針においては、これまでの工業地としての土地利用に加え、民営化および24時間運営が可能となった仙台空港周辺の産業機能強化を推進することが求められています。

岩沼市総合計画においては、仙台空港周辺地域において良好な操業環境の形成や産業用地等の確保を図ることが方針付けられています。

また、岩沼市地方創生総合戦略においては、仙台空港等を活かした産業振興として、空路・陸路の利便性に優れた立地環境を活かして産業の振興を図るとともに企業誘致に取り組み、仙台空港周辺地域活性化施設の整備など、関係機関と連携し、空港と共生した魅力あるまちづくりの推進を具体的施策に掲げています。

さらに、岩沼市国土利用計画（第六次）においては、空港・鉄道・高速道路など、あらゆる交通網を有する優位性を最大限に生かし、空港貨物等の流通業務用地の整備や既存工業団地の操業環境の維持・改善を図るための土地利用転換や環境整備、新規分野の企業誘致などに一体的に取り組みながら、本市の新たな活力創出に向けた産業拠点の形成を目指すとともに、「仙台空港周辺地域活性化施設」の実現を図り、新たな魅力を創出することが目標に掲げられています。

加えて、岩沼市都市計画マスタープランにおいては、本市の地域特性・資源を活かした産業を育成・創出し、本市の更なる成長の活力となる新たな産業拠点を構成するための地域の一つとしています。

今後、本市上位計画に示す産業拠点の形成を図るにあたり、従来の工業地としての土地利用に加え、あらゆる交通網を有する優位性を最大限に生かした沿道サービス型の土地利用を誘導するため、工業専用地域から準工業地域への変更を、隣接する名取市と一体的に実施するものです。